麻績村PRキャラクターおみぽん着ぐるみ貸出規程

（目的）
第１条　この規程は、麻績村PRキャラクターおみぽんの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の有効な利用を図るため、必要な事項を定める。

（貸出の申込）
第２条　着ぐるみの貸出を申請する者（以下「申請者」という。）は10日前までに、おみぽん着ぐるみ使用申請書（様式第１号）を麻績村観光協会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

（貸出の承認）
第３条　会長は、前条に規定する申請書の提出があった場合、当該申請書の内容を審査し、その内容が麻績村のイメージアップにつながると認められるときは、おみぽん着ぐるみ使用承認書（様式第２号）を申請者に交付する。
ただし、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは貸出を認めない。
（１）　麻績村及び麻績村観光協会（以下「観光協会」という。）の品位を傷付け、又は正しい理解の妨げになるとき。
（２）　着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
（３）　法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
（４）　特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
（５）　個人、ないし団体のみのために使用するとき、あるいは個人ないし団体の注目を集めるために使用するとき。
（６）　前各号に掲げるもののほか、会長が不適当と認めたとき。

（貸出の方法）
第４条　貸出しは次の各号に従って行う。
（１）　申請者は原則として観光協会事務局に来局して、使用要領の説明を受けたうえで着ぐるみを受け取り、使用後は責任を持って速やかに返却するものとする。
（２）　貸出に伴う搬入出、運搬は申請者が行うものとする。

（使用料金）
第５条　使用料金は、次の各号のいずれかによる。
（１）　使用、又は使用した結果が収益に結びつく場合、若しくは使用するイベントが収益事業である場合は、維持管理費として１回１日につき５，０００円徴収するものとする。
（２）　イベントが収益事業でない場合、若しくは公共機関等の場合は無料とする。
（３）　前各号に掲げるもののほか、会長が認めた場合は無料とする。

（使用上の遵守事項）
第６条　申請者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
（１）　着ぐるみを第三者に譲渡、転貸しないこと。
（２）　申込の記載どおりに使用すること。
（３）　火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
（４）　雨天や降雪時など悪天候の場合は屋外で絶対に使用しないこと。
（５）　着ぐるみを損傷、紛失しないよう善良な管理をすること。
（６）　その他会長が特に付した条件に従って使用すること。

（貸出承認の取消）
第７条　申請者が前条に定める事項を遵守しなかった場合、又はその他この規程に反したときは、その使用の承認を取り消すとともに、その申請者への貸出は行わない。この場合、申請者に損害が生じても、観光協会はその責めを負わない。

（原状復帰）
第８条　着ぐるみを汚損した場合は、報告相談のうえ申請者の責任と負担により、補修又はクリーニングを行い、原状に戻したうえで返却しなければならない。

（責任の制限）
第９条　着ぐるみの使用により、申請者が被った被害、又は申請者が第三者に与えた損害に対して観光協会は一切その責めを負わない。

（補則）
第１０条　この規程に定めるもののほか、着ぐるみの扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附　則
　この規程は令和２年１１月１日から施行する。